

矢板市告示第111号

(仮称)道の駅やいたエコハウス新築工事について

条件付き一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成21年11月5日

矢板市長 遠藤 忠

1 入札対象工事

- (1) 工事名 (仮称)道の駅やいたエコハウス新築工事
- (2) 工事場所 矢板市矢板地内
- (3) 工期 平成22年3月30日まで
- (4) 工事概要 建築工事 1式  
木造・地上2階建 264.02㎡  
電気設備工事 1式  
機械設備工事 1式
- (5) 予定価格 ￥82,110,000円(消費税等は含まない。)
- (6) 落札における最低制限価格 有

2 条件付き一般競争入札に参加できる者の資格要件

1の工事の条件付き一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たした者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当していないこと及び同条第2項の規定に基づく矢板市の入札参加制限を受けていないこと。
- (2) 建築一式工事で本市よりSA級・A級(本市以外に本社がある者はSA級)の格付けを受けており、本市の建設工事入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 塩谷郡内(矢板市・さくら市・塩谷町・高根沢町)または大田原市、那須塩原市に本社があること。(平成21年11月5日時点)
- (5) 主任技術者として次のいずれかの要件を満たす監理技術者資格証を有する者を1の工事に専任・配置できること。

① 1級建築施工管理技士

## ② 1級建築士

- (5) 配置する現場代理人を1の工事に常駐させることができること。
- (6) 現場代理人及び主任技術者は、所属建設業者から入札書提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあること。  
(入札時に証明する書類を提出すること。)
- (7) 建設業法第3条(昭和24年法律100号)に規定する特定建設業の許可を有すること。(建築一式工事)
- (8) 矢板市指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。
- (9) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づき更正手続開始の申立てをした者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定を受けた後に、別に定める手続に基づく入札参加資格の再認定を受けていること。
- (10) 1の工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは、人事面において関連がある建設業者でないこと。

### 3 条件付き一般競争入札参加資格の事前審査 実施しない。

### 4 資格審査時の提出書類

- (1) 最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写)  
(審査基準日が平成20年4月30日以降のもの)
- (2) 条件付き一般競争入札配置予定技術者調書(書式一指定)
- (3) 矢板市の建設工事に係る格付決定通知書(写)  
(有効期限が平成23年3月31日までのもの)
- (4) 積算内訳書

※ 上記(1)～(4)は、入札書と一緒に同封のうえ郵送すること。

### 5 図面、仕様書及び単抜き設計書(以下「設計図書」という。)の閲覧等

- (1) 設計図書等は、原則閲覧とするが、CD-Rにて貸出を行う。  
期 間：平成21年11月5日(木)～平成21年11月18日(水)  
閲覧場所：矢板市役所保健福祉センター2階閲覧所  
貸出場所：総務部財政課管財検査担当
- (2) 設計図書等に質疑がある場合は、下記アドレス宛電子メールを送信すること。  
ただし、差出人は無記名とすること。  
なお、質疑の様式は任意とする。

電子メールアドレス：zaisei@city.yaita.tochigi.jp

提出期限：平成21年11月11日（水） 午後1：00まで

回答書の閲覧期間：平成21年11月13日（金） 午前10：00～

回答書の閲覧場所：矢板市役所保健福祉センター2階閲覧所及び矢板市ホームページ

6 現場説明会  
実施しない。

7 開札の日時・場所

日時：平成21年11月19日（木） 午後1時00分～

場所：矢板市役所 2階 本館会議室

8 入札方法等

(1) 郵送による入札とする。

(2) 入札書の受付期間

受付期間：平成21年11月16日（月）～平成21年11月18日（水）  
（郵便事業（株）矢板支店必着）

郵送場所：〒329-2199 郵便事業（株）矢板支店留

矢板市総務部財政課宛

（簡易書留によること。）

① 入札書の郵送は、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ、封かんのうえ、入札者の名称及び入札に係る工事名及び工事箇所並びに開札日を表記し、外封筒には入札書を同封した中封筒、本公告で指定された書類及び連絡担当者がわかるメモ等を入れ、表に開札日及び当該工事の入札書在中の旨を朱書きすること。

※ 入札書の様式は矢板市ホームページに掲載。

（アドレス <http://www.city.yaita.tochigi.jp>）

② 1つの外封筒に、2つ以上の入札書を同封してはならない。

③ 持参、電報、ファクシミリ及びその他の電気通信による入札書の提出は認めない。

④ 受付期間以外に到達した入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

⑤ 既に提出した入札書の訂正及び差替え並びに再提出は認めない。

(3) 入札回数は、1回とする。

- (4) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会うことができる。  
ただし、立会者がいない場合は、入札事務に関係のない市職員を立ち会わせて開札を行う。
- (5) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、矢板市建設工事等執行規則（平成9年3月27日規則第4号）を遵守すること。
- (6) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為をしないこと。
- (7) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 9 入札参加資格審査及び落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者について、順次入札参加資格審査を行い、適格者を落札者とする。

なお、入札参加資格審査の結果、落札者が決定したときは、他の入札参加者の入札参加資格確認は行わない。

## 10 積算内訳書の提出

- (1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書の提出を求める。
- (2) 積算内訳書は、設計書と同項目とし、記載内容は金額等を明らかにしたものであること。
- (3) 積算内訳書の様式は、任意の様式とし、設計書のNo. 1～4およびNo. 33、No. 46、No. 59ページについて記載すること。
- (4) 積算内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約の権利義務を生じるものではない。

## 11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：契約金額の10分の1以上  
ただし、有価証券の提出又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

## 1.2 請負契約書の作成

要する。

## 1.3 支払条件

- (1) 前金払：請求できる。
- (2) 中間前払い：請求できる。（前金払を請求したときに限る。）
- (3) 部分払：請求できる。（中間前払いとの併用は不可）
- (4) (1)、(2)、(3)について、矢板市建設工事請負契約書第35条及び第38条の規定に基づくこと。

## 1.4 契約条項を示す場所

矢板市保健福祉センター2階閲覧所及び矢板市ホームページ

## 1.5 入札の無効

- ① 入札に参加する資格を有しない者が入札したとき。
- ② 入札者が同一の入札について、2以上の入札書を提出したとき。
- ③ 入札に際して、虚偽又は不正の行為があったとき。
- ④ 入札書の記載事項が、不明瞭で判読できないとき。
- ⑤ その他、入札に関する条件に違反したとき。

## 1.6 その他

- (1) 種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、資料の差替えは認めない。
- (2) この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

## 外封筒記入例

※ 社名入封筒を使用すること。

### 表面

〒 3 2 9 - 2 1 9 9 郵便事業（株）矢板支店 留 矢板市 総務部 財政課 宛  〇〇〇〇工事入札書在中 開札日 平成〇〇年〇〇月〇〇日 ↑工事名及び開札日を朱書き記載すること。
---

## 外側封筒内容物一覧

- 1 入札書入り内封筒
- 2 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し  
(審査基準日：告示文参照)
- 3 矢板市の建設工事に係る格付決定通知書（有効期限：告示文参照）
- 4 条件付き一般競争入札配置予定技術者調書
- 5 積算内訳書
- 6 連絡担当者及び連絡先がわかるメモ等
- 7 その他、告示文により提出が求められている書類